

令和6年5月29日

郡市区等医師会 様

大阪府医師会
(公印省略)

四條畷市（新生児聴覚検査・多胎妊婦健診）および奈良市（産婦健診）の開始について

日頃は本会事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本会では四條畷市および奈良市の間で標記の契約を締結いたしました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知のうえ、貴会会員医療機関へご周知いただきますよう、何卒、ご高配方をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては社会保険通報第925号（6.5.31）および府医ニュース（5月29日号）でもお知らせしておりますことを申し添えます。

【四條畷市（新生児聴覚検査・多胎妊婦健診）】

新生児聴覚検査は6月1日より生後1か月未満の児を対象として、公費助成を受けることが出来ます。自動聴性脳幹反応検査（AABR検査）は6,700円、耳音響放射検査（OAE検査）は3,000円を上限額として初回検査と確認検査を受けることが出来ます。検査に要した費用が上限額を下回る場合には、実際に費やした費用を請求することになります。また、公費助成額を上回った場合には差額徴収をお願い致します。

一方で、令和6年4月1日から令和6年5月31日の間に生まれた方は償還払いの対象となります。必要書類（新生児聴覚検査費用のわかる領収書）の発行と、母子手帳に検査の種類と結果を記載していただき、四條畷市立保健センターに申請するようお願いください。

また、同日に多胎妊婦に対する健康診査事業の契約を締結しております。妊婦健康診査の15回目以降で問診・診察・検査に加え、保健指導を実施していただくこととなります。上限額5,000円の受診券を5枚が多胎妊婦に配布されており、健康診査に要した費用から下回る場合は、実際に費やした費用を請求することになります。

なお、令和6年4月1日から令和6年7月31日までに5回の多胎妊婦健診を大阪府内で実施し、実施医療機関等で費用助成が受けられなかった多胎妊婦については、償還払いの対象となります。対象となる人がおられましたら、四條畷市立保健センターに連絡するようお願いください。

【奈良市（産婦健診）】

令和6年4月以降に出産した奈良県奈良市に住民票のある産婦を対象とする産婦健康診査業務の実施について、契約を結びました。

概ね産後2週間、産後1か月など、出産後まもない時期の産婦（死産・流産したものを含む）を対象に、1回あたりの産婦健診ごとに5,000円を上限額として公費助成を受けることが出来ます。しかし、産婦健康診査に要した費用が5,000円を下回る場合は、実際に費やした費用を請求することになります。

一方で、公費助成額を上回った場合は、本人からの差額徴収をお願いいたします。

(事務局：地域医療1課 湯口)

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp